

**国立循環器病研究センター包括的共同研究
評価基準書**

平成 29 年 6 月

国立循環器病研究センター

目次

1. 評価基準書の位置づけ	1
2. 共同研究の相手方の選定方式	1
3. 共同研究の相手方の決定手順	1
4. 選定結果の公表	3

1. 評価基準書の位置づけ

国立循環器病研究センター包括的共同研究評価基準書（以下、「本基準」という。）は、国立循環器病研究センター（以下、「センター」という。）が、複数のテーマにわたる共同研究を企業等と包括的に実施するにあたり、センターの職務発明・共同研究審査委員会（以下、「委員会」という。）において最も優れた応募者を選定し、その結果をもとに共同研究の相手方を決定するための方法、評価基準等を示すものである。

2. 共同研究の相手方の選定方式

今回の共同研究は、企業等の多様なニーズを踏まえ、センターが示した共同研究のテーマについて、企業等の幅広い提案と高度な技術力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、共同研究費に加え、こうした点を総合的に評価することとする。

そのため、共同研究の相手方の選定方式は、本共同研究の趣旨及び条件を十分理解した上で、企業等の自由な提案を期待し、公募型企画提案を採用することとする。

3. 共同研究の相手方の決定の手順

審査は、センターが応募者からの資格審査に必要な書類を基に、参加資格要件の具備、業務を担当する協力企業の実績等について確認するとともに、応募者から提出された提案書類に記載された内容を、下記の基準に基づき、当センターの委員会で審査を行い、最優秀提案者を決定する。センター及び委員会が、各応募者から提出された提案書の内容を本基準に基づき審査する。

3.1. 審査

センターは、応募者から資格審査等に必要な書類をもとに、参加資格要件の具備、業務を担当する協力企業の実績等について確認するとともに、応募者から提出された提案書類に記載された内容を、下記の基準に基づき、当センターの委員会で審査を行い、最優秀提案者を決定する。

3.1.1. プレゼンテーション

(1) 実施要領

提出された提案書類による審査に加え、補足説明のために、必要に応じ、プレゼンテーションによる審査を実施する。

プレゼンテーションは、説明 12 分、質疑応答 8 分の 1 者あたり 20 分以内とする。時間を超過した場合は、公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。質疑時間は超過する場合がある。

パワーポイント等の必要な機材等は自ら準備するものとする。また、プレゼンテーションに出席する者は発表者を含め 3 名までとする。

なお、プレゼンテーションの内容は、提案書類の内容の範囲とし、新たな提案であると判断する部分については、評価の対象から除くものとする。

(2) 日時

プレゼンテーションは、当センターが指定した日時に実施する。具体的な日時・場所については、事前にメール・電話連絡等の方法により通知する。

3.1.2. 評価基準

(1) 評価基準

委員会は、提出された応募書類及びプレゼンテーションについて、次の基準に基づいて評価し、点数化する。

審査項目 (配点)	審査内容	評価区分
1. 基本的事項 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターのミッションや役割を含め、センターが示した共同研究テーマ・内容に関する理解・知識が十分か ・ 提案内容がセンターが示した共同研究のテーマと合致（包含）しているか 	優・良・可・不可
2. 共同研究内容・計画 (50点)	・ 提案内容が、必要性・重要性が高く、波及効果の高いものか	優・良・可・不可
	・ 提案内容が、これまでの研究と異なるなど、新規性や革新性があり、独創性の高いものか	優・良・可・不可
	・ 提案内容が、具体的な成果（アウトプット）や目標の設定がなされているなど、具体性のあるものか	優・良・可・不可
	・ 提案内容が、オープンイノベーションセンターを効果的に活用することを想定した研究となっているか	優・良・可・不可
	・ 提案内容が、実現性の高いものとなっているか	優・良・可・不可
3. 事業実施体制及び事業遂行能力 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターと共同して研究を円滑に実施する体制（研究者はもとよりサポートするスタッフの配置等）は充分か ・ 安定的に業務を遂行できる経営状態であるか 	優・良・可・不可 優 ・ 不可
4. 共同研究費 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格点の算定式（例） 満点（20点）× 自社が提案した共同研究費 / 提案された共同研究費のうち最も高い共同研究費 （小数点以下は切り捨て） 	-
合 計		100点

※優・良・可・不可は、それぞれ10点、5点、2点、0点とする。

3.1.3. 共同研究の相手方の決定

評価点が最も高い応募者を共同研究の相手方として決定する。最高点の者が複数いる場合は、提案金額が最も高い応募者を共同研究の相手方とする。なお、最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合及び共同研究費が提案においてセンターが必要とする金額に達しない場合は採択しない。また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

4. 選定結果の公表

センターは、共同研究の相手方を決定した場合、その結果をセンターホームページにより公表する。